

行政保健師の行う「連携」の概念に関する研究 —地域看護分野と社会福祉分野の文献検討を中心に—

上林 美保子

Feature of Care Management by Public Health Nurse

Mihoko UEBAYASHI

要旨

本研究の目的は行政保健師の行う「連携」の概念の特徴を明らかにすることである。

社会福祉分野と地域看護分野の文献による分析から以下のような結果が明らかになった。

1. 「連携」は社会福祉分野の法規では昭和51年ころから、地域看護分野の法規や通知などに昭和20年代から引用されていたが、地域看護において「他の専門職種との連携」「有機的連携」といった表現での使用は1990年代以降であり、比較的新しい概念である。
2. 地域看護分野における「連携」の定義は社会福祉分野の定義に比べ不明確であるが、同じ目標に向かって情報共有、協働することであり社会福祉分野の定義によく類似している。
3. 社会福祉分野における「連携方法」は情報交換と情報共有に重点が置かれているが、地域看護分野、特に行政保健師はそれらに加えてそれぞれの関係機関や資源の調整に重点を置いている点が特徴である。

キーワード：行政保健師、連携、概念

はじめに

地域保健活動の核として健康課題に取組んできた保健師は、平成12年末日現在で全国に3万6千人が就業しており¹⁾、その約8割が保健所・市町村といった行政組織に勤務している。これまで行政組織における保健師（以下行政保健師と略す）の活動は、家庭訪問や保健指導といった個を対象とした直接サービスの提供に重点をおく活動を中心だったが、平成6年に施行された「地域保健法」で、地域の特性及び社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に地域保健対策を推進することが強調されてからは、地域ケアシステムを確立するための様々なサービスや関係機関間の調整の役割を担う²⁾活動へと変化してきている。

このことを背景として、平成10年4月に通知された「地域における保健婦及び保健士の保健活動指針」では、これから行政保健師として取組むべき活動の指針として（1）実態把握（2）計画策定

（3）保健サービスの提供（4）連携及び調整（5）評価（6）施設化の6つをあげ、「連携・調整」は行政保健師活動の1つであると位置づけている。

「連携」という用語は、新村³⁾によると「連絡をとり協力しながら事を行うこと」と定義づけられ、連係（連繋）の「密接な繋がりをつける」とは区別されている。また、連携の直訳は和英辞書にはなく、cooperation（協力・協同）、coordination（同等にすること・整合）、collaboration（共同研究・援助・利敵協力）等が場合に応じて使われている。

しかし、地域看護学のテキストや前述の指針には、保健師活動における連携の必要性、他機関との連携における行政保健師の役割、機能については記述されているが、保健師の連携の定義や、保健師が連携をとるための具体的方法や内容については明確に示されていない状況にある。^{4)～7)}

さらに、昨年度岩手県の行政保健師に、「『連携』についてのイメージ」を調査したところ、行政保健師が捉える連携は個々の保健師により解釈が大幅に異なっていた。⁸⁾

「連携」の用語は保健師と関連のある福祉分野でも使われているが、社会福祉士の養成テキストを見てみると、解釈がさまざまである事が把握された。⁹⁾⁻¹¹⁾

このように連携という概念は分野や職種により解釈が一定ではなく、具体的な内容についても明確ではない。そこで、本研究では、それぞれの分野における「連携」の概念を比較検討し、行政保健師固有の概念を明らかにすることを目的とした。

研究方法

I. 「連携」の用語を用いている分野の関連文献や関係法令の検索を通じ、「連携」の用語が使われるようになった背景、経緯を明らかにする。

「連携」という用語は、「保健・医療・福祉の連携」という語句で取り扱われる場合が多いため、主に保健・医療・福祉の分野での使用頻度が高いと考え、福祉分野と保健・医療分野に分け検索を行なった。特に、行政保健師活動の基盤となる法律や、福祉分野における法整備が戦後進められていたことから、関係法令については、昭和20年代以降のものについて検索した。

社会福祉分野の検索にあたっては、社会福祉研究を行っている先達から、福祉分野で主に使われているデータベースを伺い、BOOKPLUS、MAGAZINEPLUS、NACSIS-IR web-front（国立情報研究所データベース）の3種のデータベースを用い1970年（昭和45年）から2002年（平成14年）のものを検索した。

保健・医療分野は、医学中央雑誌CD-ROM版（1999年～2001年）、最新看護索引（1992年～1999年）、Cumulative Index to Nursing and Allied Health Literature（以下CINAHLと略す）の1999年～2001年を中心に社会福祉分野で使われていたBOOKPLUS、MAGAGINEPLUS、NACSIS-IR web-frontも加えて検索した。

また周辺領域として、経営学分野での文献検討も試みた。その前段として「連携」という用語の経営学分野での取り扱い、類義語について経営学の研究者から情報を得た。その結果「経営学において『連携』は専門用語として扱われていない。むしろ連携のための方法として『連動』『連結（決算）』『（資本・技術）提携』という用語が挙げられ

るが、これらの方法を総称する一般用語としての扱いである。」とのことから、経営学においては頻繁に使われる用語ではないと考え、「連携」の概念検討からは除外した。

II. 社会福祉分野と地域看護分野の連携の定義・連携方法・類義語を整理し、比較・検討する。

I. で検索した文献から連携の定義・連携方法・類義語について記述のあったものを挙げ、項目ごとに分類比較した。また、連携を構成している要素について記述しているものがあれば、それについても挙げた。

結果

I. 「連携」という用語の引用とその背景

1. 「連携」についての文献検討

1) 社会福祉分野における「連携」をテーマとした文献の検討

「連携」というキーワード検索では、BOOKPLUSで158件、MAGAZINEPLUSで7,814件と膨大な数の文献が検索された。そこで「連携」と関連すると考えられ、福祉分野で汎用されている「ケアマネジメント」を加えて検索を行なったところBOOKPLUSで1件、MAGAZINEPLUSで55件を得た。MAGAZINEPLUSで検索した55件のうち、26件は日本リハビリテーション連携科学学会の特集号の1誌に掲載されたテーマであった。福祉専門雑誌は55件中7件であり、取り上げているテーマは医療分野の職種や、福祉関連職種同士の連携の事例報告が主なものであった。またこれらはいずれも1996年（平成8年）から2002年（平成14年）と、比較的新しいものであった。

「連携」と「福祉」でのキーワード検索では、BOOKPLUSは0件、MAGAZINEPLUSは16件であり、雑誌の中には1976年（昭和51年）頃から、タイトルに「連携」という用語が使われていた。

NACSIS-IR web-Frontにより「連携」と「福祉」のキーワードの含まれる厚生科学研究を検索したところ、47件が検索された。これには保健、医療、看護、福祉の分野の他、建築、情報処理の分野からの研究テーマもあった。

同様に「連携」と「ケアマネジメント」のキー

ワード検索では、厚生科学研究は4件であり、介護保険関係の機関の活動や、介護システムのあり方に関する内容であった。

2) 保健・医療分野における「連携」をテーマとした文献の検討

医学中央雑誌CD-ROM版(2001年版)で「連携」について検索を行ったところ、892件の検索件数となった。これを過去2年の件数と比較してみると、1999年版では560件、2000年版では745件と「連携」をテーマに取り上げる件数は増加の傾向にあった。このうち、抄録のあるもの391件について内容を調べたところ、医療機関同士が一緒になって活動した、あるいは連絡を取り合ったという「病診連携」「他科連携」の取り組み、情報開示のための電子カルテシステムの事例報告など、医療に携わる職種同士の繋がりを記述したものがほとんどであった。

「ケアマネジメント」について医学中央雑誌CD-ROM版2001年版で検索を行ったところ63件であった。さらに「ケアマネジメント」と「連携」のキーワードで、検索を行ったが文献は得られなかった。

最新看護索引では「連携」と「ケアマネジメント」について、それぞれのキーワード検索を行なった。表1が検索結果の年次推移である。表1に示す通り「連携」や「ケアマネジメント」の用語を用いた文献は、看護分野でも1990年代になって数が増えてきている。テーマの主なものは病院内の他職種との連携や、他科看護職との連携事例、退院調整の実践事例であった。

行政保健師活動は地域を活動の基盤としていることから、地域看護分野に含まれると解釈し、検索されたものの中から、さらに地域看護領域のテーマを拾い上げた。表1のカッコ内の数値は、検索された文献のうち、地域看護領域をテーマとした文献数と、検索件数全体に占める割合を表わしたものである。これによると、看護全体の中でも、地域看護領域の文献数の占める割合が6~7割であり、特に地域保健法が施行された1994年(平成6年)頃や、介護保険法の審議が行われた1997~1998年頃は連携・ケアマネジメントをテーマとした文献の増加が目立っている。

表1 最新看護索引における「連携」「ケアマネジメント」のキーワード検索結果の年次推移

	「連携」キーワード検索結果 (件)	「連携」キーワード検索結果 (%)	「ケアマネジメント」キーワード検索結果 (件)	「ケアマネジメント」キーワード検索結果 (%)
1992年	32(23)	(71.9%)	2(0)	(0.0%)
1993年	32(26)	(81.5%)	5(4)	(80.0%)
1994年	86(47)	(54.7%)	6(4)	(66.7%)
1995年	54(22)	(40.7%)	22(9)	(40.9%)
1996年	98(67)	(68.4%)	63(18)	(28.6%)
1997年	86(57)	(66.3%)	63(46)	(73.0%)
1998年	103(62)	(60.2%)	74(48)	(64.5%)
1999年	74(45)	(60.8%)	44(27)	(61.4%)

海外文献での検索では、「連携」に該当する直訳英語が無く、「連携」の表現に近いと思われる「CARE MANAGEMENT」「CASE MANAGEMENT」の用語をもとに検索を行った。CINAHLで、CARE MANAGEMENTを主題検索したところ、該当する文献が無かった。

そこで CASE MANAGEMENTを主題検索したところ3788件検索された。そのうち HOMECAREをキーワードとして用いている文献は204件であり、内容はおもにホームケアにおける事例報告であった。CASE MANAGEMENTを検索したもののうち COMMUNITY HEALTHをキーワードとして用いている文献は216件、それにNURSEを加えたキーワード検索では70件の文献が検索できた。内容の多くは事例報告が多かったが、ケースマネジメントにおける地域看護の役割を記述した文献も検索された。

MAGAZINEPLUSで「連携」「ケアマネジメント」「看護」のキーワード検索結果は12件であった。また、「連携」と「保健婦」のキーワード検索では70件あり、そのうち48件が保健婦雑誌、次いで公衆衛生関係の雑誌が11件であった。

BOOKPLUSでの「連携」「ケアマネジメント」「看護」のキーワード、「連携」と「保健婦」のキーワードのどちらでも文献は検索されなかった。

NACSIS-IR web-Frontでは「連携」「保健婦」のキーワード検索で厚生科学研究を行っている研究を検索した。その結果得られた6

件のうち、5件が地域看護関連のテーマであった。

以上の結果から、連携は主に福祉分野でよく用いられる用語であり、施設ケアから在宅ケアへの移行、在宅医療の充実、多職種の誕生、チームアプローチを中心とした問題解決などを背景に、福祉のみならず、医療・看護・保健の分野でも使われるようになってきている。「連携」と似たような用語表現として「ケアマネジメント」がありこの用語も「連携」と同じようによく使われている。

また「連携」について、地域看護分野ではかなりの件数の文献が検索されており、地域看護職が「連携」に関与していることが推測できた。しかし文献内容の傾向をみてみると、実践報告が多く、それぞれの分野における連携そのものの定義や連携の方法について明確に述べている文献は見当らなかった。

2. 関係法規からみた「連携」

社会福祉分野、地域看護分野の中で「連携」が引用されている箇所を挙げた。

1) 社会福祉分野の法規で用いられている「連携」について

社会福祉分野では、人口高齢化の進展に伴う要援護老人対策において、保健と福祉の連携が不可欠になったことから、多くの福祉関係法規の制定、改正が行われた。このことについて京極¹²⁾は、「昭和62年に制定された『社会福祉士及び介護福祉士法』第47条には、『社会福祉士または介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない』と、法文上に明確に保健と福祉の連携規定が定められた。

平成元年6月の『民間事業者による老後の保健及び福祉の為の総合的施設の整備の促進に関する法律』には、『民間事業者が公的な保健サービス及び福祉サービスとの連携の下に地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設の整備を図ること』(同法第1条)と規定された。また、『社会福祉事業法』の第3条の2基本理念の項には『社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業を実施するに当たっては、医療、保健、その他関連施策との有機的連携を図り地

域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない』とあり、社会福祉の展開にとって社会関連施策との連携、特に保健分野との連携が非常に大切である。』と述べている。

その他社会福祉法第5条(福祉サービスの提供の原則)、同法第95条(他の社会福祉事業従事者の確保に関する業務を行う団体との連携)、などにも連携を推し進める内容が記載されている。

老人福祉法第10条の2(連携及び調整)では「この法律に基づく福祉の措置の実施に当たっては、前条第一項に規定する老人保健法に基づく措置及び同条第二項に規定する介護保険法に基づく措置との連携及び調整に努めなければならない」とし、保健医療分野との繋がりについて記載されている箇所がある。

さらに福祉サービスを受けるべき対象の法律にも関係機関との連携が使われている。例えば障害者基本法第7条(施策の基本方針)では「障害者の福祉に関する施策は、障害者の年齢並びに障害の種別及び程度に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。」身体障害者福祉法第14条の2(支援体制の整備等)、知的障害者福祉法第15条の3(支援体制の整備等)などが挙げられる。

2) 地域看護分野の法規に用いられている「連携」について

地域看護分野において、連携の引用されているのは昭和24年4月の医務・予防・保険3局長連名通知「保健婦業務の指導方針について」にさかのぼる。通知の基本方針の中に「再教育の実施等により保健婦の資質を向上し、その使命の自覚に撤せしめること。また、関係機関との連絡を密にし、一貫した総合的な指導を行うこと」とあり、連絡という用語はあるが、保健婦の指導体系に関し、連携に関連した表現がはじめて使われた通知である。また、同年6月には保険局長・公衆衛生局長通知「国民健康保険の保健施設の指導監督について」が出された。この通知の中に「1. 国民健康保険保健施設の企画、指導は県民生部を通じて地方事務所という流れで行い、衛生部及び保健所との連携に留意すること」と

あり、ここで、はじめて「連携」という用語が使われた。

その後昭和26年5月に公衆衛生局長・保険局長名通知「保健所と市町村等の保健婦との連繋の強化について」が出され、連繋(連係)の強化のため市町村等の保健婦を保健所に併任するよう促している。さらに昭和35年5月には保険局長と公衆衛生局長名、保険局国民健康保険課長・医療課長・公衆衛生局保健所課長・医務局医事課長の4課長名による、いわゆる二局長四課長通知が出され、保健所と国保保健施設活動の連携協力について言及している。これにより、昭和53年のこの通知の廃止まで、「連携」は様々な機関に所属していた保健婦を一つにまとめるという同職種間の連携を強化することに主眼が置かれてきたことがわかる。

当時の保健婦の活動体制について湯澤¹³⁾は、「国保保健婦であっても、保健所長の指導のもとに保健所が具体的な計画から業務まで、指導あるいは協力して実施する行政指導がなされてきた。しかし時代の流れとともに、公衆衛生的課題も変化し昭和33年には国民健康保険法が大改正されて市町村直営となり、同時に市町村合併も進んで市町村は次第に力をつけてきた。さらに国民皆保険制度が敷かれ、保健所に対し徐々に批判が高まってきた。」と述べ、時代の流れとともに、行政保健師活動の内容も変化し、市町村保健師及び保健所保健師それぞれの場において、保健師の機能や役割について、疑問を抱き始めたことを記している。

そのような時代背景の中で、昭和53年に多くの通知が出されている。同年4月の公衆衛生局長通知「市町村における健康づくり実施体制の整備等について」では、保健所と市町村の連携、その他関係機関、国保の保健施設事業等との連携が内容として盛り込まれた。

また、同じく公衆衛生局地域保健課長通知「市町村における保健婦活動について」にも市町村保健婦の活動は保健所の医師、保健婦、栄養士等との連携を密にし効果的に遂行すること、と明記され、保健師は様々な職種との連携をすすめるよう促されている。

平成6年に地域保健法が制定され、これに

基礎同年、地域保健対策の推進に関する基本的な指針が出された。これにより、保健・医療・福祉各分野の専門職種との連携を図るために市町村・都道府県及び国の取組むべき内容が明らかにされたが、平成6年当初の通達には、地域保健にかかる医師、保健婦(士)、社会福祉主事等はケアコーディネーションの役割を担う者と記されてあった。しかし平成12年にこの指針の一部が改正され、ケアコーディネーションから連携へと用語が置き換わっている。宇都宮¹⁴⁾はこの改正について、「ここで従来基本方針において『ケアコーディネーション』に資する研修等について定めていたが『ケアコーディネーション』の概念が多義的であることに鑑み『ケアコーディネーション』の概念を『保健・医療・及び福祉の連携の下で、最適なサービスの種類、程度及び提供主体を判断し総合調整をすること』と改めた。」と述べている。

地域保健法制定後、法規も次々と改正された。

母子保健法第8条の3(連携及び調和の確保)には、保健事業と学校保健法、児童福祉法等の関連法規の事業との連携に努めること、と記されている。また精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第4条(精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮)、介護保険法第2条(介護保険)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(国及び地方公共団体の責務)など様々な法律にも連携(有機的な連携)という用語が汎用されるようになった。

このように地域看護分野における法律では、「連携」は以前から使われていた馴染みのある用語であり、近年公衆衛生、地域保健全般にわたり使われるようになっている。また、「連携」という用語が使われてきた背景から、「連携」とは地域看護では確かに連絡を密に取り合う、共に協働するという意味もあるが、地域保健対策の推進に関する基本的な指針にケアコーディネーションという言葉が引用されていたように、特に他機関と繋がりながらそれぞれの機能・役割を調整していくことが含まれている。

II. 「連携」の概念

1. 社会福祉分野と地域看護分野における「連携」の概念

1) 社会福祉分野における「連携」の概念

社会福祉の文献やテキストには「連携」という用語が数多く使われているが、それらは既に定義されていることを前提に使われているものがほとんどであり、連携の定義 자체を記述しているものは少なかった。その中で連携について論述していた6名の著者の概念を定義・連携方法・類義語に分けて資料1に記した。著者のうち、久保だけが構成要素を挙げていたので、資料1では方法の中に構成要素を入れた。

(1) 連携の定義

佐藤¹⁵⁾のみ広辞苑からの引用であり、他の5名がそれぞれ定義づけを行っている。

秋山¹⁶⁾は、介護福祉士の養成テキストの中で「異なった組織・分野・業種間の連絡調整の協力システムを作り上げていく活動」としている。

高山¹⁷⁾は、社会福祉関連の用語解説の中で「保健・医療・福祉の連携」について、「保健・医療・福祉に関連する専門職及び施設機関が従来の自己完結的な支援に留まらずより一貫性の高い、総合的な支援を実施する目的で協力体制を築くこと」と述べている。

前田¹⁸⁾は、連携を「異なる分野が1つの目標に向かって一緒に仕事をすることである。別々の組織に属しながら、違った職種の間でとる定期的な協力関係である。その時々のいくつかの組織間の単なる連絡よりは、業務の上で確立された協力関係といつてよいであろう。」と定義づけている。さらに連携には「連絡、連携、統合の3つの発展段階があり、連絡は別個の組織における随時の情報交換、連携は異なる組織での定期的な業務提携、統合は1つの組織における恒常的なつながりを指しており、連携とは連絡から統合へ橋渡しをする1つの移行段階と規定することができる」と述べている。

久保¹⁹⁾は、高山と前田の定義を批評し

た上で「保健・医療・福祉の連携」について「保健・医療・福祉の各専門職ないしは各機関が、ある共通の目標に向けて互いに協力しながら業務を遂行すること」と定義している。

長竹²⁰⁾は、他機関との連携は様々な活動の総体として認識することが必要であるとし、社会福祉分野におけるソーシャルワーク技術の1つと位置づけている。

以上のように著者の定義は、若干の解釈の違いはあるものの、異なる職種が同じ目的・目標をもち、単なる連絡といった繋がりばかりではなく、一緒に仕事をするなどの協力関係をとっていく活動であり、それらの積み重ねによってシステム化を図っていくこと。とまとめられる。

(2) 連携の方法

連携の方法については、具体的な記述や、カテゴリー分類などを通じて構成要素を抽出したものまで、さまざまであった。

秋山¹⁶⁾は連携の内容を「連携の基本的枠組み」として、第1群強い相互関係「サービス熟知・訪問・報告・協力要請」、第2群「種々の会議による交流」、第3群「具体的な活動」、第4群「マイナス要因」（基本的な条件の欠如）の4群に分けている。第4群は権限・報告・専門資格・情報集積・情報収集・サービスに関する知識といった連携の内容がない状況を指しているのでこれは本研究の連携の方法の項目から除いた。第1群から第3群まで群分けに含まれる連携の内容は以下の18項目である。第1群「サービス熟知・訪問・報告・協力要請」には、1. サービス熟知2. 頻繁な他機関訪問 3. 他機関報告 4. 協力要請 5. 業務としての他機関訪問、第2群「種々の会議による交流」には、6. 研究会参加 7. 他機関の情報、8. 他機関の専門職認識 9. 事例検討会参加、10. 機関代表者参加、11. 情報共有、第3群「具体的な活動」には、12. 親睦会、13. メッセージ送付、14. 挨拶回り、15. 別組織事業への参加、16. 物品貸し出し、17. 担当区域固定、18. ケース送致、これらを連携の方法として挙げている。

高山¹⁷⁾は、「保健・医療・福祉の連携の

具体的な方策として、保健・医療サービスとしての健康づくり、疾病予防、疾病の早期診断・早期治療、適正医療の推進が図られ、福祉サービスとしては生きがい対策、健全育成、保険・年金、児童手当、相談事業、生活保護、介護、就労助成、社会参加の促進、生活指導支援、などさまざまな支援の円滑な実施が期待される。」とし連携方法に具体的な保健福祉の事業名をあげている。

前田¹⁸⁾は、前述の連携の定義に挙げた連絡・連携・統合の内容を具体的な例をもとに説明している。連絡については「はじめは別個の組織の間で情報交換とその共有化をしているが、これは、あくまでその時々の必要に応じての臨時の関係である。たとえば、ある寝たきり老人へかかわった従事者間で、これからしたいこと、ケアをしたことなどが電話連絡される。」連携については「こういうつながり（連絡）を目的意識化し、定期的な会合にしていく。たとえば、ねたきり老人のケアにかかわる保健婦とホームヘルパーとがその会議にいつも同席し、一緒になってケアの実施計画を立て、老人の状態とケアの評価をする。この段階が連携である。」統合については「このようなつながり（連携）がその地域内のすべての対象者に及び、全ての地域内社会資源の誰もが、必要に応じてチームに加わる。たとえば、自治体や専門団体がそのチーム配置と活動に全面責任を持つとき、そこでは今まで別々の線で離れていた各々の活動と組織が一体化される。どのような老人でも、その地域に住んでいれば、必要なときはこのようなチームワークの網、いいかえれば社会資源のネットワークをえることになる。その段階が統合である。」と述べている。

久保¹⁹⁾は、連携の方法を保健・医療・福祉の連携の構成要素にまとめ、その下位項目に具体的な方法を示した。久保のまとめた構成要素は以下の4要素である。

① 連携に対する知識、能力の向上：専門職が連携の必要性の意義や持つべき意識を認識し連携に対する意欲や動機を高めることが必要である。【下位項目：他機

関に関する情報の収集、他領域の知識習得及び、研修の機会】

- ② 日常的な援助業務における連携の具体的手段：これには専門職個人として行うもの（個人としての連携）と他の専門職と共同して行うもの（チームとしての連携）の二つに分けられる【下位項目：連絡、送致、交渉・獲得、同行訪問、事例検討会など】
- ③ 他職種との関係性：保健・医療・福祉の連携では職員間、機関間の関係のあり方を常に考えながら業務を行わなければならない【下位項目：専門職間の目的の一致、連携に対する意欲や動機、他職種に対する理解度、専門職間の信頼関係】
- ④ 情報の共有：専門職間の意思疎通が円滑に進む【下位項目：書式の統一、定期的な情報交換、情報管理・共有システムの整備など】

長竹²⁰⁾は、ソーシャルワーカーが関わった事例から、特に病院以外の関係機関や地域との連携に焦点をあて、その中でワーカーが行った具体的行為を細分化し箇条書きにした。その行為を①理解・アセスメント、②情報収集・意見交換・問題の共有化、③調整・交渉・連絡、④カンファレンス、⑤対象者宅あるいは機関への訪問、⑥ソーシャルワーカーの社会関係・支援関係の拡充の6つに分類している。

佐藤¹⁵⁾は、「連携必要の申し出は①電話や手紙等②様々な機関・施設のワーカーなどが集まり、協議会を作ったり、ケアカンファレンスを開催することで行われる。（その際解決すべき問題は何か、連携による成果、コーディネートの役割を担う機関とその理由、考えられる連携の手段や頻度を伝達することが必要）」としている。

「連携の方法」に関しては著者によって様々で、福祉専門職の具体的な活動内容や事業名を挙げたり、久保のように、連携をとるために必要な要素も加えている者もある。その中で共通しているのは、電話やメール・文書などによる連絡や報告、カンファレンス、物品の貸し借りや同行訪問など、情報を共有したり事業を協働して行うこと

を挙げている。これらの手段をうまく進めるために必要なものを、久保は構成要素として連携に対する意欲や動機、他職種に対する理解、などと記述している。

(3) 連携の類義語

6人の著者の中のうち類義語を著していたのは秋山と前田の2人であった。

秋山¹⁶⁾は、「総合」「システム」「コーディネーション」「ネットワーク」「協働」を類義語としてあげていたが、そのうちコーディネーション（連絡調整）が連携に一番近い表現としている。

前田¹⁸⁾は、定義の中で連絡をコミュニケーション、連携をコーディネーション、統合をインテグレーションとしている。

両者に共通する「連携」の類義語はコーディネーション（調整）であり、連携には情報共有や協働といった内容の他に調整機能も含まれていると推測される。

2) 地域看護分野における「連携」の概念

文献検索結果でも述べたように、地域看護の分野で「連携」を取り上げる文献は数多くあった。その中から連携の定義、方法、類義語について記していた7名の著者の概念を、社会福祉分野と同様に項目別に分け、資料2に示した。

(1) 連携の定義

連携そのものを定義しているのは3名であった。

中島²¹⁾は、連携を「潜在・顕在の利用者に対応して支援するために、サービスのストック(既存メニュー)とサービスの人材(心・技・知)、サービスの流通(組織・財源・規則・基準など)をフォーマル、インフォーマルを問わず、綿密な相互関係をとおして有効・効率的に仕立て上げていく仕組みのことをいう。」としている。またネットワークとの関連にも触れ、「連携は、ネットワークづくりでもあり、かつまたこの作業を公式の作業に組み込み位置づけていくプロセスでもある。」とも述べている。

標²²⁾は、活動現場での痴呆性老人の介護教室の実践事例を取り上げ、「『連携』とは連絡を取り合っているだけではなく、『当事者の実態をそれに関わる人たちが共有

し、1つの目標に向って、何とかしようという気持ちに突き動かされていく活動」とし、お互いがそれぞれの持つ機能を發揮し合うことで、大きな力になっていき、新たな機能も作り出していけるという関係を生み出していくことなのではないか。」と連携を定義づけている。

山本²³⁾は、直接地域看護に携わっていないが、システム工学の見地から地域保健医療福祉システム開発、地域包括医療システムに関する研究を進めているので地域看護分野に入れた。この著者は連携について「システム全体の目的達成のため、システム関係者がそれぞれの役割・能力・機能において対等の立場で協力し合っていくこと」と述べている。特に、保健・医療・福祉の連携については「地域内の保健・医療・福祉施設あるいは関係者が相互に信頼し、助け合い、協力し合って、地域住民に対して必要な各種サービスを効果的かつ効率的に提供していくこと。」と述べている。

地域看護分野では、社会福祉分野に比べ、定義づけをしている文献や資料が少なかった。但し3人の定義に共通していえるのは、サービスを効率よく提供するということが連携の目標であり、その同じ目標に向かって情報共有、協働することである。

(2) 連携の方法

連携の方法を挙げているのは3名であり、そのうち島内、湯澤は定義を挙げず、方法のみ記述している。

標²²⁾は、「実践例からサービスの受け手・関係機関の実態をみる。関係機関に今までわかったことを資料にして主旨を説明し打ち合わせの場をもつ打ち合わせ会で説明。対象者別にグループを作り運営に携わるスタッフが狙いや進め方を協議しそれらを共有しながらすすめた。」と方法を述べている。

島内²⁴⁾は、「連携の方法は連続した形での情報の共有である」とも述べている。

湯澤ら²⁵⁾は、保健師の保健活動方法の中で4つの活動要素を挙げている。それは①問題の発見、②地域のニーズの発見と共有の場づくり、③活動展開に向けた調整、

④具体的な活動 であり、その中の「③活動展開に向けた調整」に連携の方法を記述している。「この連携・調整活動は、同僚や直属の上司向けであったり、他部署、関係機関向けであったりする。(中略) いわゆる“根まわし”という言葉で表現される調整活動が保健婦活動の中での重要な要素を占めていることが事例からも如実に伺われる。」と保健師の連携の方法を具体的に述べている。

以上から、地域看護分野における連携方法は情報の共有が主な方法であり、特に情報共有の場づくりに、力を入れていることが読み取れる。またそのために様々な職種や機関に働きかけ調整を図っている。

(3) 連携の類義語

類義語を記したのは4名である。そのうち平野、北川はケアコーディネーションについてのみ論述している。

中島²¹⁾は、連携を連携システムとして定着させるための2つの要素として、ケア・コーディネーション、そしてコーポレーションとコラボレーションを挙げている。これらの語句は連携に深い関わりがあると考え類義語とした。

コーディネーションは「異なる組織間及び同一組織の異なる職種間で協同・協議する関係」、コーポレーションならびにコラボレーションについては「協同、協業による運営あるいはその運営体をコーポレーションといい、異なる組織同士が互いの独立性を認めつつ共に話し合いの場を用意し活動を共有し、時に不足する部分…情報、人材等を補い合う方式をもつ連携システムをコラボレーションという」と説明されている。

島内²⁴⁾は、「ケアマネジメントのプロセスは、実は『情報を共有する』プロセスであり、それがケアマネジメントに欠かせない連携づくりへつながっていく。」と述べ「ケアマネジメント、ケースマネジメント、ケアコーディネーションは多少意味の異なる類似語、または同義語」ととらえている。さらに「国際的にはケア・コーディネーションはケアマネジメントの中心機能

(特に調整・連携の意味が強い)と位置づけられている。」と述べている。

また北川²⁶⁾と平野²⁷⁾は、ケア・コーディネーションの概念説明の中で連携に関連ある内容を述べている個所があるため、類似概念として、ここに加えた。

北川²⁶⁾は、ケア・コーディネーションについて「住民が自らの健康問題を主体的に解決できるようにすることを目的とし、個々の住民に適切なサービスの種類・程度を判断し、さまざまな提供主体によるサービスを調整し適切な時期に総合的に提供されること」と定義している。

また平野²⁷⁾は、ケア・コーディネーションを「個別ケア・コーディネーションと地域ケアコーディネーション(広域的にサービス提供機関と提携し、地域にケアシステムを形成し発展させる機能)とに分けられる。」と述べている。

このように、地域看護分野では、連携の類義語に「ケアコーディネーション」が使われることが多い。

考 察

社会福祉分野と地域看護分野の「連携」の概念を比較することにより、それぞれの特徴が明らかとなった

社会福祉分野での「連携」という用語は既に昭和50年代の文献にあり、ソーシャルワーク援助技術として位置づけられてきていたが、法律の中に引用され始めたのは、高齢化の問題が生じてからで、地域看護分野よりはるかに後になってからである。しかし介護保険の導入や福祉制度の改正などで、「連携」の用語は急速に福祉関連職種に浸透されていった。

これに対し地域看護分野、特に保健師活動においての「連携」は、昭和20年代の通知にみるように、所属や業務内容、期待される役割等が異なっていた「保健婦」という職種の「保健婦同士のつながり」をもつことから発生している。その後保健活動の場に関連職種が多くなったこと、少子高齢化の問題を背景に、「連携」は「保健師が他分野の専門職とつながり一緒に問題解決を図る」というように、連携をとる対象が巾広くなり、職種間、機関

間をつなげる役割が保健師に期待されていった。つまり「連携」という用語は、地域看護分野に早くから使われていたが、他職種との連携という意味で積極的に用いられるようになったのは、1990年代以降であり、異なる分野や職種間の連携という点では比較的新しい概念であるといえる。

連携の定義については、社会福祉分野では定義が明確であるのに対し、地域看護分野では社会福祉分野の定義に一致する点は多々あるものの独自の定義は明確ではないと考えられる。

また連携の目標は、どちらの分野も確かにサービスの効率的・効果的提供という点では、一致する。但し、サービスの受け手である対象者の捉えについては、社会福祉分野では専門職あるいは個人を対象としているのに対し、地域看護分野では、個だけではなく地域住民さらに地域全体を「連携」の対象とすることもあり、地域看護の連携の対象は個と集団の二重構造になっていると考えられる。

連携の方法については、社会福祉分野の著者は、情報交換、情報の共有するための事業や活動内容が中心であった。地域看護分野も情報のやりとり、情報共有が方法として挙げられるが、情報の共有をより効率的に行うために、関係機関に理解できるよう現状や実態を説明したり、打ち合せの場や教育的働きかけをする場を設定し、事業運営スタッフが自分達の意図や目的を伝えたり、時には教育するといった活動を通じて、社会資源の調整を図っていることが明らかになった。これらのことから社会福祉分野は情報交換、情報の共有に重点が置かれ、地域看護分野ではそれぞれの関係機関や資源に対する調整に重点を置いていると考えられる。

連携の類義語については、社会福祉分野も地域看護分野も、コーディネーション、コラボレーションという語が連携の類義語という意見が多く、調整、協働という意味を含んでいることが理解できた。特に、地域看護分野における連携は、「ケアマネジメントの一部であるコーディネーションと同義語である」という捉えもあり、情報の共有、調整の機能を多分に含んでおり、それが地域看護活動の重要な機能であると考えられる。

今回の研究では、文献や関係法規から「連携」の概念を社会福祉分野と地域看護分野とに分けて比較してみたが、海外文献では、ケアコーディネー

ションの概念や方法論について語られるものは少なく、事例紹介がほとんどであったこと、またケアコーディネーションのモデルとして紹介されているのは、家族看護モデルなどの小集団を対象としたモデル²⁸⁾⁻³⁰⁾であり、合意形成を図るといった、地域全体という集団を対象とした調整に関する用語もモデルも著わされていない。

しかし、海外、特にアメリカなどは早期退院や在宅ケアは日常化しており、当然多くの機関の連携や協力がなされているはずである。今後は海外文献の検討を深め、地域看護職の「連携」の概念を明確化していく必要がある。

おわりに

文献検討を通して行政保健師独自の連携の概念を明らかにした。社会福祉分野と近い領域にありながら、わずかではあるが解釈の違いがわかったことで、今後は連携を取る場合に留意していくなければならない事項（保健師の連携の特徴）の検討を深めていきたい。

また、実践場面での保健師の調査も行い、概念をより普遍的なものにしていく必要がある。

この研究に対し当初より格別のご指導を頂いた山形県立保健医療大学 湯澤 布矢子教授、群馬大学 斎藤 泰子教授に感謝いたします。

文 献

- 1) 財団法人厚生統計協会：国民衛生の動向. 49 (9) : 173, 202.
- 2) 湯澤布矢子：これからの行政組織における保健婦活動のあり方に関する研究. 平成8年度厚生科学研究. pp 1-2, 1997.
- 3) 新村出編：広辞苑（第2版）. pp2348, 岩波書店, 1997.
- 4) 飯田澄美子・金川克子：保健学講座1 地域看護学概論(第2版). pp81-85, メジカルフレンド社, 2000.
- 5) 島内節・久常節子・中島紀恵子他 編：地域看護学講座1 地域看護学総論(第2版). pp56-59, 医学書院, 1999.
- 6) 島内節・久常節子 編：地域看護学講座別巻 地域看護管理. pp33-63, 医学書院, 1997.

- 7) 先駆的保健活動交流推進事業保健婦(士)活動のあり方検討小委員会編：これからの地域保健における保健婦(士)活動指針. pp 7 - 9, 日本看護協会出版会, 1997.
- 8) 上林美保子, 坪山美智子：医療・保健・福祉の連携に携わる看護職の現状と課題, 平成13年度岩手県立大学研究成果概要集, 46-49, 2002.
- 9) 新・社会福祉学習双書編集委員会編：社会福祉概論 I (社会福祉の理論と体系). pp157-161, 社会福祉法人 全国社会福祉協議会, 1997.
- 10) 精神保健福祉士養成セミナー編集委員会編：精神保健福祉援助技術各論(第6巻). pp106-110, へるす出版, 1998.
- 11) 福祉士養成講座編集委員会編：三訂社会福祉養成講座 社会福祉援助技術各論 II. pp33-44, 中央法規, 1999.
- 12) 京極高宣：保健と福祉の連携. 福祉の立場から. 保健婦雑誌 49(2) : 99-103, 1993.
- 13) 湯澤布矢子：保健婦活動のめざしたもの. 保健婦雑誌 49(11) : 978. 1993
- 14) 宇都宮啓：地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する告示について. 公衆衛生情報30(6) : 49-55. 2000
- 15) 「新版社会福祉学習双書」編集委員会編:新版社会福祉学習双書2002 1. 社会福祉概論. pp257-261, 全国社会福祉協議会, 2002.
- 16) 仲村優一 秋山智久：新セミナー介護福祉1 社会福祉論, pp150-156, ミネルヴァ書房, 2001.
- 17) 京極高宣監：現代福祉学レキシコン, pp77, 雄山閣出版, 1993.
- 18) 前田信雄：保健医療福祉の統合. 13-29, 刊草書房. 1997.
- 19) 久保元二；21世紀の架け橋—社会福祉の目指すもの 3 社会福祉援助と連携. pp108-123, 中央法規, 2000.
- 20) 長竹教夫・青木恭子・簾内信行：「連携」の評価方法に関する研究ソーシャルワーク実践における地域保健福祉機関との連携を省みて 医療社会福祉研究 3 (1) : pp16-23, 1995.
- 21) 島内節・久常節子 編：地域看護学講座別巻 地域看護管理. pp33-39, 医学書院, 1997.
- 22) 標美奈子・中村裕美子・井伊久美子編:住民の主体的組織活動の展開 地域保健活動のめざすもの. pp10-35, 医学書院, 1996.
- 23) 山本勝：システムづくりの達人登場チャートでわかる介護保険時代における保健・医療・福祉のシステム作りと人づくり 上巻基礎編, 63-77, 新企画出版社, 2001.
- 24) 前掲書²¹⁾ pp48-58
- 25) 湯澤布矢子・安齋由貴子・石井昌宏他:これからの地域保健活動のあり方と保健婦の活動に関する研究, pp6-13, 1999.
- 26) 北川定謙・大橋謙策・小池昭彦他:ケア・コーディネーションの機能に関する研究報告書. 1, 1997.
- 27) 平野かよ子：ケア・コーディネーションの行政的背景と保健婦のコーディネーション機能の向上, 保健婦雑誌50(10), 772-777, 1994.
- 28) Michele Gilbert: Evolution of a Role to Enhance Care Coordination., Nursing Case Management, 2(1) : 19-22, 1997.
- 29) Linda Esposito:Home Health Management rural Caregiving, Home Health Care Nurse, 12 (3) : 38-43, 1994.
- 30) Ann Bergen :Case management in community care:concepts, practices and implications for nursing. Journal of Advanced Nursing, 17 : 1106-1113, 1992.

資料1 社会福祉分野の連携の概念

著者名	連携の定義	連携の方法	連携の類義語
秋山	異なる組織・分野・業種間の連絡調整の協力システムを作り上げていく活動	連携の内容を「連携の基本的枠組み」として4群に分けている。 第1群「サービス熟知・訪問・報告・協力要請」には、1.サービス熟知 2.頻繁な他機関訪問 3.他機関報告 4.協力要請 5.業務としての他機関訪問 第2群「種々の会議による交流」には、6.研究会参加 7.他機関の情報 8.他機関の専門職認識 9.事例検討会参加 10.機関代表者参加 11.情報共有 第3群「具体的な活動」には 12.親睦会 13.メッセージ送付 14.挨拶回り 15.別組織事業への参加 16.物品貸し出し 17.担当区域固定 18.ケース送致	総合・システム・コーディネーション・ネットワーク・協働 coordination(連絡調整)が連携に一番近い表現
高山	保健・医療・福祉に関連する専門職及び施設機関が従来の自己完結的な支援に留まらず、より一貫性の高い、総合的な支援を実施する目的で協力体制を築くこと	具体的な事業名をあげている。 保健・医療・福祉の連携の具体的な方策として、保健・医療サービスとしての健康づくり、疾病予防、疾病の早期診断・早期治療、適正医療の推進が図られ、福祉サービスとしては生きがい対策、健全育成、保健・年金、児童手当、相談事業、生活保護、介護、就労助成、社会参加の促進、生活指導支援、など	
前田	異なる分野が1つの目的に向かって一緒に仕事をすること。別々の組織に属しながら、違った職種の間でとる定期的な協力関係である。その時々のいくつかの組織間の単なる連絡よりは、業務の上で確立された協力関係。 連絡・連携・統合という三つの状態を発達段階的に理解できる ①連絡：別個な組織間での随時の情報交換とその共有化（あくまで必要時の臨時的な関係） ②連携：①を目的意識化し定期的な会合、業務提携していく。ケアの対象者につながる職種間の常時の援助態勢ができる ③統合：②のつながりが地域内の全ての対象者に及び、全ての地域内社会資源の誰もが必要に応じてチームに加わる。（各々の活動と組織が一体化） 連携は①から③への橋渡し的段階	①連絡：別個な組織間での随時の情報交換とその共有化（あくまで必要時の臨時的な関係） ②連携：①を目的意識化し定期的な会合、業務提携していく。 ③統合：②のつながりが地域内の全ての対象者に及び、全ての地域内社会資源の誰もが必要に応じてチームに加わる。（各々の活動と組織が一体化） 連携は①から③への橋渡し的段階	コーディネーション (coordination)
久保	保健・医療・福祉の各専門職ないしは各機関がある共通の目標に向けて互いに協力しながら業務を遂行すること。	構成要素 ①連携に対する知識、能力の向上（他機関に関する情報の収集、他領域の知識習得及び、研修の機会） ②日常的な援助業務における連携の具体的手段（連絡、送致、交渉・獲得、同行訪問、事例検討会など） ③他職種との関係性（専門職間の目的の一貫性、連携に対する意欲や動機、他職種に対する理解度、専門職間の信頼関係） ④情報の共有（書式の統一、定期的な情報交換、情報管理・共有システムの整備など）	

著者名	連携の定義	連携の方法	連携の類義語
長 竹	他機関との連携は様々な活動の総体として認識することが必要である。連携はソーシャルワークの専門援助技術の一つ。と位置づけている。	<p>筆者はソーシャルワーカーの関わった事例から、具体的行為を細分化し箇条書きにした。その行為をグルーピングし6つに分類した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①理解・アセスメント ②情報収集・意見交換・問題の共有化 ③調整・交渉・連絡 ④カンファレンス ⑤対象者宅あるいは機関への訪問 ⑥ソーシャルワーカーの社会関係・支援関係の拡充 	
佐 藤	互いに連絡を取り合って物事を行うことを持つ用語である。(広辞苑より引用)	<ul style="list-style-type: none"> ①電話や手紙等 ②様々な機関・施設のワーカーなどが集まり、協議会を作ったりケアカンファレンスを開催する。 <p>同職種チーム ミニカンファレンス 他職種チーム ケアカンファレンス定期的開催 スーパービジョン・コンサルテーション</p>	

資料2 地域看護分野の連携の概念

著者名	連携の定義	連携の方法	連携の類義語
中島	サービスのストック(既存メニュー)とサービスの人材(心・技・知)、サービスの流通(組織・財源・規則・基準など)をフォーマル・インフォーマルを問わず綿密な相互関係を通して有効・効率的に仕立て上げていく仕組みのこと。 ネットワーク作りでもあり、かつまたこの作業を公式の作業に組み込み位置づけていくプロセス		連携をシステムにして定着させるための2つの要素にケア・コーディネーション(異なる組織間及び同一組織の異なる職種間で協同・協議する関係)・コーポレーション(協同、協業による運営あるいはその運営体)ならびにコラボレーション(異なる組織同士が互いの独自性を認めつつ共に話し合いの場を用意し活動を共有し、時に不足する部分一資金、情報、人材等を補い合う方式をもつ連携システム)があると述べている。
標	連絡を取り合っているだけではなく、「当事者の実態をそれに関わる人たちが共有し、1つの目標に向って、何とかしようという気持ちに突き動かされていく活動」とし、お互いがそれぞれの持つ機能を発揮し合うことで、大きな力になっていき、新たな機能も作り出していくという関係を生み出していくこと	①実践例からサービスの受け手・関係機関の実態をみる。 ②関係機関に今までわかったことを資料にして ③主旨を説明し打ち合わせの場をもつ ④打ち合わせ会で説明。 ⑤対象者別にグループを作り運営に携わるスタッフが狙いや進め方を協議しそれらを共有しながらすすめた	
山本	システム全体の目的達成のため、システム関係者がそれぞれの役割・能力・機能において対等の立場で協力し合っていくこと 地域内の保健・医療・福祉施設あるいは関係者が相互に信頼し、助け合い、協力し合って、地域住民に対して必要な各種サービスを効果的かつ効率的に提供していくこと		
島内		連携の方法は連続した形での情報の共有である	「ケアマネジメント・ケースマネジメント・ケアコーディネーションは多少意味の異なる類似語、または同義語として用いられている。国際的にはケアコーディネーションはケアマネジメントの中心機能(特に調整・連携の意味が強い)と位置づけられている。ケアマネジメントのプロセスは、実は『情報を共有する』プロセスであり、それがケアマネジメントに欠かせない連携づくりへつながっていく」

著者名	連携の定義	連携の方法	連携の類義語
湯澤		新規事業あるいは他部署に事業の提案、新たな活動の実現等に向けた連携・調整（根まわし・水面下での個別的な調整）活動を活発に行い関係者との協議・協力により事業化を図る。いわゆる“根まわし”という言葉で表現される調整活動が保健婦活動の中での重要な要素を占めていることが事例からも如実に伺われる。	
北川			「ケア・コーディネーションとは住民が自らの健康問題を主体的に解決できるようにすることを目的とし、個々の住民に適切なサービスの種類・程度を判断し、さまざまな提供主体によるサービスを調整し適切な時期に総合的に提供されること」と定義している。
平野			<p>ケアコーディネーションは個別ケア・コーディネーションと地域ケアコーディネーション（広域的にサービス提供機関と提携し、地域にケアシステムを形成し発展させる機能）とに分けられる。</p> <p>地域ケア・コーディネーションのプロセスからケアのシステム機能の必要な要素を取り出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①サービスの受け手(対象者)・関係機関の実態をみる（情報の収集） ②①から気づき・認識が生じ、関係機関に今までわかったことを資料にして主旨を説明する。（概念化・文章化・相手に応じた説明） ③調整をはかる（根回し、交渉、折衝、かけひき→（水面下での個別的な調整） ④打ち合せの場を持つ（情報の共有、情報の発信 地域の問題を関係者に教育する場） ⑤合意形成を図る場の設定（企画・調整者会議 オープンなコミュニケーション）

Abstract

- This study was aimed at investigating feature of concept about Caremanagement by Public Health Nurse. The study was based on documents at fields of Welfare and Community Nursing. The information obtained with regard to the respective incidents was analyzed and classified on the bases of both content and process of Caremanagement.
1. It means new concept that Public Health Nurse uses a Phrase of building with other professionals and informal networking.
 2. Though the concept of Caremanagement in Community Nursing was similar to one in Welfare, Public Health Nurse's own concept was not find on this study.
 3. The rule of Caremanagement in Public Health Nurse was determined to coordinate with other organization for smoothness relationships.

key words : Public Health Nurse Care management concept